

## 不利益処分の処分基準

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| 処 分 名            | 使用済金属類の差止め                                    |   |
| 根拠法令等及び条項        | 岐阜県使用済金属類営業に関する条例<br>第19条                     |   |
| 所管部局課室係名         | 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 営業係<br>(TEL：058-271-2424) |   |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 関 係 条 項                                       |   |
|                  | 基 準   | <p>使用済金属類取引業者が買受け等をした使用済金属類が盗品等（盗品その他財産に対する罪によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その使用済金属類の保管を命ずる。</p> <p>なお、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された盗品等と同一のものである可能性がある場合又は当該使用済金属類の品目や価格、当該使用済金属類取引業者の営業実態等から判断すれば当該使用済金属類が正当な取引過程において取り扱われたとは考えられないなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。</p> |
|                  | 参 考 事 項                                       |   |
|                  | 設 定 年 月 日 等                                   | 平成25年10月 1 日 設 定 （      年      月      日 変 更 ）   |
| 備 考              |   |   |